

国民年金保険料に関するお知らせ

国民年金保険料が、スマートフォンアプリで納付できます！

現金、口座振替、クレジットカード、ペイジーなどによる納付に加え、スマートフォンのアプリを使用した電子決済での納付が利用できるようになりました。詳しくは、年金機構のホームページをご確認ください。

【対象決済アプリ】**a u P A Y ・ d 払い® ・ P a y B ・ P a y P a y**など



ホームページ
QRコード

国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば保険料を納付しなければなりません。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。詳しくは、年金機構のホームページをご確認ください。



ホームページ
QRコード

【対象となるかた】

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の学生

※本人の前年所得が128万円を超えるときは、この特例の対象とならない場合があります。

【学生納付特例制度の承認期限】

令和8年3月まで

【申請方法】

基礎年金番号またはマイナンバーが確認できる書類、学生証をお持ちのうえ、住民保険課までお越しください。

マイナポータルから電子申請も可能です。※学生証に有効期限の記載がない場合は、在学証明書が必要です。

令和6年度に学生納付特例の承認を受けたかたで令和7年度も在学予定のかたには、日本年金機構からハガキが届きます。必要事項を記入して返送することで、令和7年度の申請ができます。ただし、当初の申請内容（在学する学校や卒業予定年月日など）に変更がある場合は、役場または年金事務所で申請手続きが必要です。

この特例の対象となった期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、将来の老齢基礎年金額には反映されません。

ただし、承認を受けてから10年以内の期間であれば、さかのぼって保険料を納めることができます（追納）。

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

本庄市社会福祉協議会からのお知らせ

児玉郡市手話奉仕員養成講座＜基礎課程＞を開催します

手話で日常会話ができる技術を習得し、福祉制度や聞こえない人への理解と認識を深めるための講座です。

■日 時＝5月21日(水)～10月29日(水)の毎週水曜日
午後7時～9時 全23回（8月13日を除く）

■場 所＝本庄ガスECOはにぽんプラザ 活動室E

■講 師＝本庄市児玉郡広域聴覚障害者福祉協会
会員および本庄市児玉郡広域手話通訳問題研究会
会員

■対 象＝本庄市児玉郡在住・在勤で、手話奉仕員養成講座＜入門課程＞を修了したかた

■内 容＝厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム
対応のテキストに準じた内容

■定 員＝15名（先着順）

■費 用＝無料

※ただし、新テキストをお持ちでないかたは購入
（4,290円）

■申込み＝4月16日(水)から電話または直接本庄市
社会福祉協議会へ

申込み・問合せ＝本庄市社会福祉協議会 ☎22-7275

国民健康保険に加入するとき、やめるときには、14日以内に必ず届出が必要です！



【届出ができるかた】

本人もしくは同一世帯のかた

※別世帯のかたによる届出には、委任状が必要

【届出に必要なもの（共通）】

窓口に来るかたの本人確認ができる書類

※マイナンバーカード、運転免許証など

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	ほかの市区町村に転出するとき	国保の保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ（返却）
	職場の健康保険に加入したとき	職場の資格確認書、資格情報のお知らせまたは資格取得証明書 国保の保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ（返却）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	国保の被保険者が死亡したとき	国保の保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ（返却）
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書 国保の保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ（返却）

○加入の届出が遅れると、保険税は、加入の資格を得た月まで、さかのぼって納めなければなりません。

○やめる届出が遅れると、保険税を二重に支払ってしまうことがあります。国保のままで診療を受けると、国保が負担した医療費をあとで返還していただくことになります。

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

65歳以上75歳未満で障害をお持ちのかたへ

後期高齢者医療制度の障害認定について

65歳以上75歳未満の一定の障害をお持ちのかたは、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

【対象者】

○身体障害者手帳1級～3級のかた

○身体障害者手帳4級のかたで、次のいずれかに該当されるかた

①下肢障害4級1号

（両下肢のすべての指を欠くもの）

②下肢障害4級3号

（一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの）

③下肢障害4級4号

（一下肢の著しい障害）

④音声機能または言語機能の著しい障害

○療育手帳A、Aのかた

○精神障害者保健福祉手帳1級、2級のかた

○障害年金1級、2級の年金証書をお持ちのかた

【申請方法】

◎申請場所 住民保険課 保険年金係

◎持参するもの

・被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ
・障害の程度がわかるもの（障害者手帳、年金証書（障害年金）など）

【保険料について】

障害認定により後期高齢者医療制度に加入する場合は、加入月から後期高齢者医療保険料をご負担いただきます。

※月の途中で認定を受ける場合は、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度それぞれの高額療養費の自己負担限度額を負担することになりますので、ご注意ください。

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366